大阪府環境審議会の部会廃止について

資料４－１

大阪府環境審議会条例第6条の規定により設置している次の部会については、廃止するものとする。

* + - * 流入車対策部会
      * 瀬戸内海環境保全計画部会
      * 循環型社会推進計画部会
      * 土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方検討部会
      * 石綿飛散防止対策部会
      * 新たなエネルギー社会づくり検討部会
      * 生活環境保全等施策検討部会
      * 廃棄物処理計画部会
      * 費用負担計画部会
      * 揮発性有機化合物・化学物質対策部会
      * 地球温暖化・ヒートアイランド対策制度化検討部会